

消費者の権利と責任 ①

平成16年(2004年)6月に消費者基本法が成立(消費者保護基本法改正)し、「消費者の権利」が法律に規定されました。消費者の権利として、以下の権利が定められています。

安全が確保される権利



消費生活用製品の安全マーク

選択する権利



知らされる権利



表示の拡大図



表示をみれば、
買ったかっ
たものを
選ぶ時の
参考に
なるのね

意見が反映される権利

消費者教育を受けられる権利



被害の救済を受けられる権利



おかしいな?と思ったら
消費生活センターへ
ご相談ください!

基本的な需要が満たされる権利

健全な環境が確保される権利

